

地方税関係の情報連携について

【経緯】

現在、措置権者は、被措置者又は被扶養者の負担能力を把握するために地方税関係情報を確認しようとした場合、地方税法の規定に基づき守秘義務との関係から、マイナンバーを活用した地方税関係情報の確認はできない状況である。

このような状況から、平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）では、「地方税法第 22 条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、老人福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。」とされたところである。

このため、以下のとおり関係規定を整備するとともに、データ標準レイアウトを改版し、マイナンバーを活用した地方税関係情報の情報連携を可能としたもの。（試行運用開始は令和元年 6 月 1 7 日）

1. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布について

・概要

老人福祉法を一部改正し、老人ホームへの入所等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、本人又はその扶養義務者の収入状況に関する報告要求等の規定を整備。＜地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第 1 2 条（老人福祉法第 4 3 条）＞

本規定は、情報連携ネットワークシステムにより、地方税関係情報を情報照会できるようにするためには、地方税法上の守秘義務を解除する必要があり、守秘義務解除のためには、老人福祉法上に質問検査権とともに、担保措置規定を設ける必要があることから、新たに規定したものの。

・施行

令和元年 6 月 1 日

2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正について

・概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう規定を整備＜行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条＞

・施行

令和元年6月1日

なお、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日老発0124001号）」における被扶養義務者費用徴収基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言としてお示ししている。このため、費用徴収基準は地域の実情に応じ、各自治体において定めることとなっているため、当該通知の改正は行わない。